

# 鯨類対処マニュアル (別冊資料編【大阪港】)

令和7年11月  
【大阪港湾局】

## 別冊資料編【大阪港】目次

1	関係機関連絡先等一覧	1
2	初期初動時の局内の体制	3
3	現地対策時の局内の体制	4
4	【参考】令和5年漂着事例の対応経過	7

【大阪港編 1 主な関係機関連絡先等一覧】

名 称	担当部署	備 考	初動
海上保安庁	大阪海上保安監部 航行安全課	第一海務係長：航泊禁止区域設定等の航行安全 第二海務係担当：港内作業許可申請許可	◎
大阪府警察本部	大阪水上警察署	管轄区域における警戒警備	◎
	所轄警察署		
大阪市消防局	水上消防署 警防担当	管轄区域における入港船舶等の火災や水難、海難事故等 を対象とした消防・救難活動	○
	所轄消防署		
各地元区役所	—	情報提供など	
大阪市政策企画室	秘書課 秘書グループ	特別職への連絡(初動時は緊急連絡メモにて報告)	○
大阪市経済戦略局	産業振興課 農業担当	水産庁の窓口	○
大阪市契約管財局	契約課 委託グループ	業務委託契約業者資格審査委員会	
大阪市危機管理室	危機管理課	危機管理対策検討のための情報提供	
大阪府環境農林水産部	水産課	水産庁や各専門家等との連絡調整窓口、鯨類の位置情報 の共有、監視など	○
大阪府都市整備部	西大阪治水事務所	河口に河川港湾重複区域あり	
国土交通省 近畿地方整備局	大阪港湾・空港事務所 防災担当	港湾管理に係る国土交通省窓口	△
	港湾空港防災・危機管理課（本局）	港湾管理に係る国土交通省窓口	△

◎：至急に連携をとる必要あり ○：隨時、情報提供を図る必要あり △：状況に応じて、情報提供を行う可能性あり

名 称		担当部署	備 考	初動	
国土交通省 近畿地方整備局	河川部	淀川河川事務所管理課	閉庁時は、守衛が受付し担当へ連絡が入る体制		
		大和川河川事務所管理課			
おおさかポートラジオ		東洋信号通信社	船舶運航支援業務受託者	◎	
海遊館		飼育展示部	専門家	◎	
一般財団法人日本鯨類研究所		資源生物部門	指定鯨類科学調査法人（水産庁指定法人）	◎	
大阪市立自然史博物館		学芸課	専門家		
一般社団法人日本埋立浚渫協会 近畿支部		(幹事会社)	処分事業者の相談	○	
大阪港タグセンター事業協同組合		—	必要時に連絡	△	
大阪府漁協協同組合連合会		—	海上移送時の情報提供		
大阪市漁業協同組合		—	海上移送時の情報提供		
大阪住吉漁業協同組合		—	海上移送時の情報提供		
大阪湾広域臨海環境整備センター		企画課			

◎：至急に連携をとる必要あり ○：隨時、情報提供を図る必要あり △：状況に応じて、情報提供を行う可能性あり

## 【大阪港編2 初期初動時の局内の体制】

### 【基本的な局内体制】

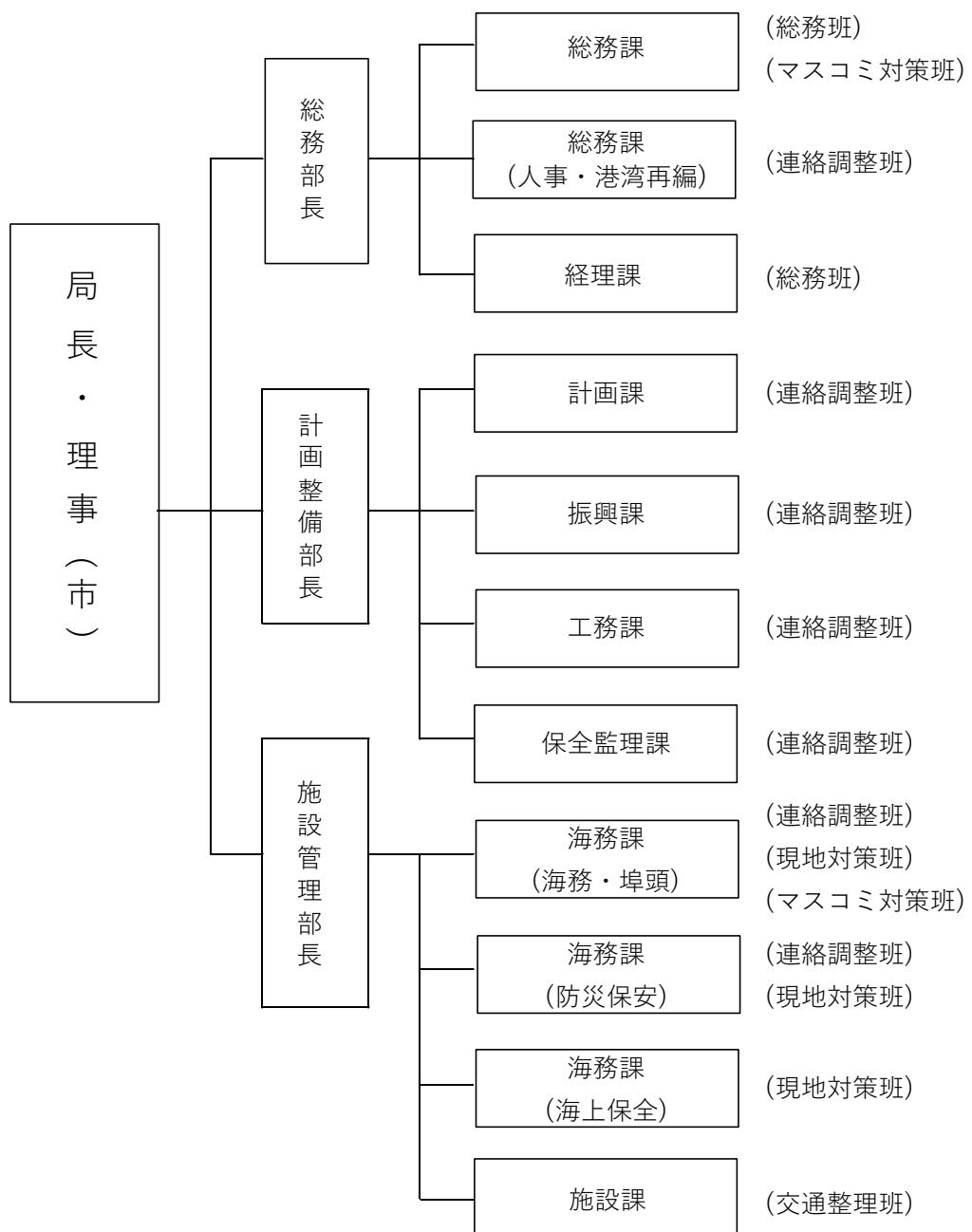
	担当者	役割分担
海務課	海務課長	全体の総括
	海務課長代理	海務課長の補佐
	海務担当 若干名	大阪海上保安監部ほか海事関係機関との連絡調整 大阪府営港湾との情報共有、連絡調整
総務課	庶務担当 若干名	局部長、大阪市政策企画室 (特別職等)への情報共有
	報道担当 若干名	報道担当との調整

※危機管理事案に準じての対応とする。

※関係者は状況に応じて適宜追加する。

## 【大阪港編3 現地対策時の局内の体制】

### (1) 基本的な体制図



(2) 役割分担表

班(※)	担当部署	役割	備考
総務班	総務課総務担当	全体的な状況把握、連絡調整	危機管理事案に準じた体制、対応
	経理課調達担当	緊急随契等の契約事務	
	経理課経理担当	予算関係の調整	
関係機関 連絡調整班	海務課海務担当	関係官署との連絡調整	海上保安庁、水上警察その他
	海務課海務担当	専門家等との連絡調整	海遊館、日鯨研、自然史博物館、埋没協会等
	総務課総務担当	地元関係機関への連絡	区役所、所轄警察、地元議員など
	総務課広報担当	市関係部局への連絡	政策企画室、危機管理室
	総務課人事・港湾再編担当	府営港湾との情報共有・連絡調整	総務課企画調整担当、泉州・港湾海岸部
	計画課計画担当	国土交通省の連絡	近畿地方整備局
	海務課埠頭担当	影響想定範囲の 事業者への連絡	岸壁利用者、港運事業者など
	海務課防災保安担当		
	振興課港湾関連団体担当		
	工務課環境保全担当	大阪湾広域臨海環境整備センターへの連絡  漁協関係者への連絡	第一報は工務課 (担当部署への詳細説明は海務課) 大阪市漁協、住吉漁協、大阪府漁連
	保全監理課設計担当	業務実施仕様書の確認  業務委託設計書の作成  積算等の技術的支援	
	保全監理課港湾工事担当	近隣で工事施工中の業者把握	

班(※)	担当部署	役割	備考
マスコミ対策班	総務課広報担当	一般的な事項の取材対応	
	海務課海務担当	具体的な事項の取材対応	
資材調達班	(状況次第で)	(状況次第で)	現地対応の資材の調達
交通整理班	施設課道路担当 施設課緑地担当	現地に集まる市民の整理 資機材等搬入時の交通整理	臨港道路以外も含めて対応
現地対策班	海務課海務担当 海務課埠頭担当 海務課防災担当 海務課海上保全担当	現地対応の連絡調整 現地対応の立会 (契約履行の確認) 現地対応	漂着場所、処理対応場所による

※班の構成は水産庁マニュアルによる。実際の状況に応じて適宜対応すること

## 大阪港編4 【参考】発見から海洋投棄まで（令和5年1月の事例）

日付	曜日	時刻等	内容
1月9日	祝	午前	大阪海上保安監部（以下、「海上保安庁」という。）より大阪港淀川河口付近に迷い込んだ鯨を発見の連絡
			海上保安庁と情報共有、鯨の監視（海上保安庁）、周辺航行船舶に対しポートラジオによる注意喚起（局）
1月10日	火		海上保安庁と情報共有、鯨の監視（海上保安庁）、周辺航行船舶に対しポートラジオによる注意喚起（局）
1月11日	水		海上保安庁と情報共有、鯨の監視（海上保安庁）、周辺航行船舶に対しポートラジオによる注意喚起（局）
		午後	府農林水産部からの連絡を受け経済戦略局産業振興課農業担当から連携依頼
1月12日	木		海上保安庁と情報共有、鯨の監視（海上保安庁）、周辺航行船舶に対しポートラジオによる注意喚起（局）
		午前	海遊館獣医師に、重さの見当（体長8mであれば約10t ※実際は長さ15m重さ40t）、海中に沈めれば保管できるかを確認。腐敗が進めば体内で発生したガスにより爆発の恐れがあると聞く。
		14:00	局の作業船でクジラ状況確認「かなり衰弱している様子」、13日に海遊館の獣医師派遣について調整
			堺7-3区での埋却について大阪港湾局堺泉北建設管理課を通じ大阪府環境農林水産課へ問い合わせ。「その都度一からの協議が必要であり、また地元調整も必要である」などの意見があつたため、海務課としては、埋却処分は相当に困難であると考えた。
			フェニックスへの埋却について工務課を通じ環境局へ問い合わせ、受入基準により不可。
1月13日	金	11:10	クジラ死亡を正式に確認（海遊館、港湾局、経済戦略局）、海務課から船舶運航支援業務を行う東洋信号通信社へカメラでの監視を依頼。
		午前	夢洲F護岸での仮置き検討
		午後	海上保安庁から、速やかに鯨体を航行船舶に影響のない場所へ移動するよう要請。 夜間の航行安全確保のため標識灯設置の要請（標識灯は18時設置）
		午後	コンクリート方塊の有無、使用について保全監理課と調整
		14:30	副市長へ鯨死亡の報告
		14:35	鯨死亡の報道発表（1月13日午前11時10分に死亡を確認、マッコウクジラ、長さ15m）
		15:30	市長へ説明（囲み取材に向け政策企画室によるレク、経済戦略局・大阪港湾局同席）
		17:34	直営（局保有船舶）でのクジラの曳航作業を検討するも不可能と海上保全より報告
			工務課と保全監理課がクジラ処理事業者に関する相談 緊急随意契約の要件であるその時点で局の海洋工事を行っている海洋土木会社がない状況
		17:00頃	淀川河口から仮置き場所（夢洲F護岸）へ鯨体移動の可否問い合わせ（18時頃対応可能と回答あり）
		18:40	人事・港湾再編担当課長から海運事業者に海洋沈下の可能性が生じた旨と後程担当から連絡させる旨を伝える。（これ以降海運事業者には海務課から連絡）
		19:00頃	海運事業者に海洋沈下への対応の可否について問い合わせ (21時ごろ不可能ではない旨回答あり、15日に打合せの約束)

		19:25	局長から第五管区海上保安本部長へ海洋沈下について相談 「投棄海域は湾外とすること」「船舶の航行安全上問題のない場所であること」「投棄後海面浮上することのないよう確実に沈めること」が条件として提示される。
1月14日	土	13:00 ~ 14:00	海上保安庁と協議 海上保安庁から以下の通り指示 ・紀伊水道、室戸岬と潮岬を結んだ三角形の中心海域は排除場所として適している。 ・鯨に標識灯は設置できないので警戒船を付けるなど安全対策を実施してもらえばよい。 ・公表日時等情報共有（一般船舶への周知必要） ・淀川河口での作業は港内作業許可申請書、排除海域までの曳航はクジラ水葬計画書を作業開始前に提出するよう。
1月15日	日	9:00 ~ 10:30	海運事業者、再委託事業予定者と海洋沈下の対応について打合せ ・経験のない作業なので、局の作業指示者を同乗するようにしてほしい。 ・台船ではなく土運船を検討してはどうかと考えている。 ・港内作業中の警戒船、コンクリート塊の提供、ガス抜き作業（の手配）は局でお願いしたい。
		10:40 ~ 12:00	海遊館と打合せ ・ガス抜きは海遊館が協力する。 ・クジラの腐敗を考慮すると、輸送のデッドラインは18日と想定される。 ・水産庁の補助事業として「寄鯨調査事業」がある。
		午後	海運事業者に底開バージの検討指示
1月16日	月		大阪港湾局業務委託発生報告書により契約相手方や選定方法等を書面審議
		9:54	海運事業者からと天候考慮すると1/18夕方が出港リミットの旨、「水葬海域」「クジラ水葬作業フロー」が添付されたメールが届く
		昼頃	13時に海上保安庁からクジラが東側に移動したとの連絡を受け、海上保全担当が状況を確認。風等により鯨体が漂流し淀川河口に漂着。13日に設置した標識灯を回収。
		夕方	淀川左岸（酉島5丁目付近）に漂着した鯨に触れようと市民が入水。危険なため施設管理課へ直営による立入禁止柵設置を依頼（16日設置、18日撤去）
		13:00 ~ 14:00	海上保安庁、海運事業者と打合せ 海運事業者から海上保安庁へ作業説明 海上保安庁へは、港内工事作業許可、排除海域までの曳航に関する報告は港湾局が書面で提出することとする。
		18:50 ~ 20:30	海運事業者、海遊館と海洋沈下の方法等について打合せ

1月17日	火	12:00 ～ 14:45	海運事業者、再委託事業、海遊館、専門家と作業詳細について打合せ
		16:45	市長・副市長へ説明、意思決定プロセス記録票 処理方法：他海域（紀伊水道沖の海域）への移動、排除（埋設等できる場所がない） 予定：翌18日(水)バージ船積込み、19日(木)紀伊水道沖で投下予定 費用：精査中
			海運事業者との契約（「緊急業務委託施工指示書」「緊急業務委託施工請書」を取り交す） 特記事項：「設計図書が整い次第、発注者の積算基準に基づき、発注者と受注者が協議して請負金額を決定し契約を確定するものとする」 再委託承諾申請書の申請・交付により、本件委託事業者が4者へ再委託することを承諾
		17:00	報道発表（1/13に大阪港淀川河口付近で死亡を確認した鯨について、1/18に体内に溜まったガス抜き処理の後、1/19に紀伊水道沖へ沈下。）
			海上保安庁へ作業許可申請提出（作業内容等の説明）
		20:30	寄鯨調査事業活用について日本鯨類研究所へ連絡（21:52日本鯨類研究所から調査実施のメール）
		22:45 ～ 1:00	淀川河口に座礁したクジラへの悪戯行為（此花警察署より連絡あり現地確認、満潮になる深夜1時まで現場監視）
1月18日	水	6:30 ～ 20:15	クジラを淀川河口から桜島岸壁まで曳航、吊り上げ、調査用土運船に積み込み、ガス抜き作業、学術調査、底開バージへの積み替え、コンクリート方塊取り付け等を実施
			海上保安庁へ水葬計画提出
1月19日	木	4:00	・引船（2隻）4時基地（大阪港内）初、4時45分底開バージ曳航開始 ・15時3分～15時40分：紀伊水道沖での沈下作業の実施、沈下後再浮上してこないことを確認
1月20日	金	～ (4:05)	・3時45分：北港白津第3岸壁着 4時5分基地着 ・後片付け等

【策定、改定経緯】

令和6年12月1日 策定、施行  
令和7年11月1日 改定